

社会福祉法人清照会 役員報酬及び役員費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は、社会福祉法人清照会（以下、「本会」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、法人業務等にかかる役員報酬（以下、「報酬」という。）及び役員費用弁償（以下、「費用弁償」という。）等に関する必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の適用)

第2条 報酬とは、役員が法人経営、運営等のために要した業務の対価とする。

2 費用弁償とは、役員が法人業務等にかかる必要な会議（理事会、評議員会等）等に要した費用を弁償する。

(報酬及び費用弁償の額)

第3条 役員報酬及び費用弁償の額は別表に定める。

(報酬及び費用弁償の支給)

第4条 報酬は、法人業務等を要した翌月10日（土曜日、日曜日及び祝日にあたる場合はその前日）に支給する。

2 費用弁償は、法人業務等にかかる必要な会議等の都度支給する。

(旅費等の取扱い)

第5条 役員が法人業務のため旅行するときは、旅費を支給する。

2 前項にかかる旅費は、本会旅費規程に基づき準用する。

3 支給額の区分は、施設長相当額とする。

(雑則)

第6条 前各条により難き事項については、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年12月11日より施行する。

別 表

区 分	報 酬 の 額	費用弁償の額
理事長	日額 25,000円	日額 5,000円
理 事	日額 15,000円	日額 5,000円
評議員	日額 15,000円	日額 5,000円
監 事	日額 15,000円	日額 5,000円
	注) 公認会計士等、相当な資格と識見を有する者の報酬額は、決算監査時に50,000円、継続した会計・経理にかか る一業務の対価として30,000円を支給する。	
評議員選任・ 解任委員	日額 15,000円	日額 5,000円